

障害状態確認届（診断書）などの手続きが変わります

●障害状態確認届（診断書）、障害給付額改定請求書に添付する診断書の作成期間が1か月以内から3か月以内になります

障害状態確認届（診断書）の変更点

- ・障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に期間が延長されます。
- ・これまで誕生月の前月末頃に送付していた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付されます。

※提出期限が令和元年8月以降となる方が対象となります。

障害給付額改定請求書の変更点

- ・これまで障害給付額改定請求書には提出する日前1か月以内の障害の状態を記入した診断書を添付することとされていましたが、変更後は提出する日前3か月以内の障害の状態を記入した診断書を添付していただくことになります。

※令和元年8月以降の請求分が対象となります。

●20歳前障害基礎年金の所得状況届の提出が不要になります

所得状況届の変更点

- ・日本年金機構は市区町村から所得情報の提供を受けることが可能となるため、所得状況届（ハガキ）は、今後は原則として提出いただく必要がありません。
- ・日本年金機構が前年分の所得情報の提供が受けられないときは、これまで通り所得状況届の提出が必要となりますので、受給者の方へ届出に関する必要な案内が日本年金機構から送付されます。

●20歳前障害基礎年金の障害状態確認届（診断書）の提出期限が変わります

障害状態確認届（診断書）の変更点

- ・これまで6月末頃に送付されていた障害状態確認届（診断書）の用紙は、今後誕生月の3か月前の月末に日本年金機構より送付されます。今後は誕生月の末までに提出していただくことになります。
- ・障害状態確認届（診断書）の作成期間が提出期限1か月以内から3か月以内に期間が延長されます。
- ・次回診断書予定年月については下の表のとおり変更となります。

※提出期限が令和元年8月以降となる方が対象です。

【変更後の次回診断書提出予定月】

日本年金機構から既にご案内している次回診断書提出予定年月	変更後の次回診断書提出予定年月
平成31年7月	令和元年7月以降の最初の誕生月
平成32年7月	令和2年7月以降の最初の誕生月
平成33年7月	令和3年7月以降の最初の誕生月
平成34年7月	令和4年7月以降の最初の誕生月
平成35年7月	令和5年7月以降の最初の誕生月
平成36年7月	令和6年7月以降の最初の誕生月

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
健康福祉課 保険年金係 ☎0240-27-2113

選挙のお知らせ



第25回参議院議員通常選挙のお知らせ

第25回参議院議員通常選挙			
区 分	令和元年7月21日（日）		
投票日	投票時間		
投票所の場所及び投票時間	投票区名	投票所	午前7時から午後7時
	第1投票区	折木地区集会所	
	第2投票区	広野町役場	
第3投票区	下北迫地区集会所		
期日前投票	令和元年7月5日（金）～7月20日（土） 広野町役場1階 児童図書室 午前8時30分から午後8時		

※前回の福島県知事選挙より、従来の投票区に戻しておりますので、当日は、お手元に届いた入場券指定の投票所にて投票してください。

投票所案内



避難等により町内で投票ができない方へ

住民票のある広野町以外の市区町村に滞在（避難）している方は、滞在している市区町村の選挙管理委員会で不在者投票をすることができます。
不在者投票を行う場合は、「不在者投票請求書」を広野町選挙管理委員会宛に郵送してください。
「不在者投票請求書」は町ホームページからダウンロードするか、選挙管理委員会事務局までご連絡ください。

問い合わせ先

広野町選挙管理委員会事務局
住 所：〒979-0402 福島県双葉郡広野町大字下北迫字苗代替35
電 話：0240-27-2111
ホームページ：<http://www.town.hirono.fukushima.jp/>